（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）

**第百四十九条**　第四十三条の二の規定は、その他の包括利益累計額について準用する。

（株式引受権の表示）

**第百五十条**　第四十三条の二の二の規定は、株式引受権について準用する。

（新株予約権の表示）

**第百五十一条**　第四十三条の三の規定は、新株予約権について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは、「第一種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（非支配株主持分の表示）

**第百五十二条**　非支配株主持分は、非支配株主持分の科目をもつて掲記しなければならない。

### 第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

**第百五十三条**　準備金等は、第百二十六条及び第百四十条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

２　前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の分類）

**第百五十四条**　企業集団の主たる事業が、別記事業である場合においてその資産及び負債を第百二十七条及び第百四十条の規定による分類により記載することが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

（指定法人の純資産の記載）

**第百五十五条**　指定法人が中間連結貸借対照表を作成する場合においてその純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において準拠した法令又は準則を記載しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の科目の記載）

**第百五十六条**　連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合において当該別記事業に係る資産又は負債について、第百二十九条第一項、第百三十一条、第百三十四条第一項、第百三十六条、第百四十三条第一項及び第百四十四条第一項に規定する項目の区分に従い科目の記載をすることが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前項の場合において資産及び負債の科目を一括し、又は区別して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

## 第三章　中間連結損益計算書

### 第一節　総則

（中間連結損益計算書の記載方法）

**第百五十七条**　中間連結損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結損益計算書は、様式第十四号により記載するものとする。